

病気や年齢等により運転に不安のある方や、免許が不要になった方は、申請により運転免許の全部又は一部を取消すことができます。

また、全部取消しをした方で、希望する場合は、運転経歴証明書の申請をすることができますので、[「運転経歴証明書（自主返納された方）の交付申請手続き」](#)を参照して下さい。

運転免許の自主返納手続き（申請による運転免許の取消し）

●受付場所

運転免許センター

●受付・時間・窓口

- 1 月曜日～金曜日（1階9番窓口）
午前9時30分～午前11時
午後2時～午後4時
- 2 日曜（2階22番窓口）
午前10時～午前11時
日曜日の場合は、開庁日（月～金）の17:15までに事前に電話で予約をする必要があります。
(089-934-0110・免許センター)

※休業日：土曜日、国民の祝日、振替休日、年末年始の休日を除く。

住所地を管轄する警察署及び大型交番(内子交番・野村交番・鬼北交番)

月曜日～金曜日
午前8時30分～午後4時

※休業日：土曜日、日曜日、国民の祝日、振替休日、年末年始の休日を除く。

【申請に必要なもの】

- 運転免許証（有効期間が期限切れとなっていないもの。）
- 運転免許証をなくされている方は、自主返納手続きの前に、運転免許証の再交付の手続きが必要です（詳しくは、[「運転免許証の再交付の手続きについて」](#)を確認して下さい。）。
- 運転免許証の住所がお住まいの住所と異なっている場合は、自主返納手続きの前に、記載事項変更の手続きが必要です（詳しくは、[「本籍・住所・氏名の変更をされる方（委任状）」](#)を確認して下さい。）。

【留意事項等】

- 手続きの対象者ご本人が、手続きをして下さい。
- 自主返納後は、運転ができませんので、送迎や公共交通機関を利用してお越し下さい。
- 手数料はかかりません。ただし、運転経歴証明書が必要な方は、手数料が必要です（詳しくは、[「運転経歴証明書（自主返納された方）の交付申請手続き」](#)を確認して下さい。）。
- 手続きの対象者ご本人が、来庁することが困難な場合は、ご家族等が代理で申請することができます。詳しくは、[「代理人により運転免許の自主返納手続きをされる方（委任状）」](#)を参照して下さい。
- 違反や事故、病気等で、停止や取消処分に該当する方は、自主返納できません。